

(第十五部)

第五回 参議院労働委員会會議錄第九号

昭和二十四年五月七日(土曜日)
午後二時三十分開会

本日の會議に付した事件

○公職会開会の件

○緊急失業対策法案(内閣送付)

○委員(山田静雄) これより労働委員会を開会いたします。先程お諮りいたしました公職会の開催の件でございますが、公職会の問題といたしましては、労働組合法案及び労働関係調整法の一部を改正する法律案について、公職会を来たる五月十二日に開催する。そういうことにいたしました。参議院規則第六十二條第二項によりまして議長に要求書を出すことに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員(山田静雄) 異議ないものと認めまして、さよう取計らいたしします。

○委員(山田静雄) それでは続きまして緊急失業対策法案、これに對します。一般質疑はまだ終了しておりますので、本日これを進行いたします。それで先般労働省、安本それから商工省から、これに關した資料を差上げた管でございまして、只今鈴木労働大臣がお見えになっておりますので、労働大臣は参議院の方へ行かなくてはならないというお話でございますから、先ず労働大臣に關する限り御質問をお願い申し上げます。

○中野重治 労働大臣がお忙しいというお話ですから、労働大臣にお答え願いたいことを先に簡単に質問したいと思ひます。一つは緊急失業対策法案に關する問題で、今まで何度も言われたように予算が八億八千万円計上されておるといふことであります。この八億八千万円の使ひ方について簡単に御説明願ひたいと思ひます。それは緊急にそのための失業救済の事業を起すという面と、それからそれは別に公共事業としてやつて行く面と、二つに分けて事が行なわれるという今までの説明でありましたが、公共事業そのものは今日までずっとやられており、今後も継続されて行くのですから、八億八千万円のうち、どれだけの部分が公共事業継続のための費用として使われる予定で現在はあるかといふことをお尋ねしたい。

○國務大臣(鈴木正文) これは本會議でもちよつと申し上げましたように、予算の組み方が本年度から変わったのであります。御承知のように昨年は六億四千万と足らずだったと思ひますが、一般の公共事業費の中に労働省の所管として計上されて、そして都市の清掃事業、知識階級の特種な調査事業とか、補導所事業とかそういうものを引括めて公共事業として労働省所管としてやつて来たのであります。本年度からは予算の立て方が変わりました。この方面の労働省所管の公共事業は別に一般会計の中に一本項目を立てて、そして失業対策事業費として計上して、そして今申しました公共事業費の一部分に計上され、それによつてやつて来た仕事を一般会計の方

に一本に纏めて移したのであります。金額は御承知のように八億八千万円でありまして、これとこの緊急失業対策法案によつて、今後行なわれるところの失業対策事業等を併せて一本にいたしまして拡充強化して行く。従つて今申しました八億八千万円の中で、行なわれるところの事業といふものは、差当つて昨年からあの種類のものを移して来て、この緊急失業対策事業の先ず第一段階における中心的な事業として、今後更に事業の種類も拡げます。金額も予算の措置によつて適宜に増加を図つて行くという意味でありまして、更に八億八千万円の中にどういふ事業費が組み分けになつておりますかは、ここにございまして、政府委員から御必要ならば具体的に御説明申し上げます。そういうような關係になつております。

○中野重治 その数字の方は後で政府委員から御教へ下さい。今労働大臣のお答えでもちよつと分り難い所があるが、そうすると今日まで労働省関係のものとして公共事業費で賄つて来た失業救済の問題は、一般会計の方に項目を立てて、その方へ移した。従つてそれは労働省からは一應離れた形になるわけですね。それがそうであるとして、今度は緊急失業対策法案が扱われると、今度は緊急失業対策法案が扱われると、八億八千万円は前年度であるとして、後の方の金は何処に幾らあるのか、そのところがちよつと分り難かつたのですから、

○國務大臣(鈴木正文) 第一番の御質問の点、移して来たから今度は労働省所管を離れるかといふ意味の御質問でありましたが、これは離れないのであります。緊急失業対策事業そのものの全体が新たに労働省の管轄になるわけでありまして、依然として労働省所管の費用であります。

それから今後拡充強化される事業の内容と、その予算の裏付けはどうかといふ御質問でありました。この点については、率直に申しまして、御質問を受けておる点でありまして、現在の予算の中には計上されておりました。もう少し申しますといふと、最初現在の予算の通過した以前に、政府が一應立てました予算の中には、相當の金額を盛り込もうといふ考えであつたのであります。それが一應のけられて、そして只今申しました八億八千万円と掲げまして、二十一億八千万の緊急失業保険費といふものを除いたものが一應見送られたといふことは、いわゆる途中からの内示案による変化によつてそうなつたのであります。その後の措置をどうするかという問題についてしばしば各方面から御質問があつたのであります。この点については、本會議においてもお答えしたと思ひますけれども、予算の措置によつて必要な経費をどう生み出して行くか、それとも追加予算の形を生み出して行くかといふ予算上の技術につきましては、一切大蔵省当局の検討に委せてあるわけでありまして、御承知のように本年度からの予算自体が昨年度の予算とは組み方が非常に変わつておりますので、予算内における措置といふものがどの程度にできるものであるかといふ問題も改めて初めの課題として研究しなければならぬ、こういう關係にありますので、大蔵省の問題を検討中でありまして、いづれにいたしましても八億八千万円では足りない、という事態は、労働大臣のみならず政府全体としてその事實は十分認めておるのであります。何らかの……何らかと申しましても、今の二つのうちのどちらかの点を、若しくは双方を織り交ぜるといふことになると思ひますけれども、そういう方法で必要な措置を生み出して行く、そして事業を拡充して行くといふことにつきます。大蔵大臣初め政府全体としても了解があるのであります。又これは断定できませんけれども、恐らく關係方面におきまして、あの当時の予算の建前の方では失業といふ問題が起きて来た場合に何らの措置もとられない、そういう考えではおられないといふように考え得る根拠もあるものであります。ただその点は決定にまつておりませんので、御了承をお願いしたいと思います。

ている仕事の所管としては、やはり労働大臣の下に入る。そうしてそのために八億八百万円は要する、こうなりますね。そうして今後出て来る大きな失業対策の大きな事業の、一つの中核となるという意味は持つておりますけれども、新たに取入れられるところの失業対策というものは、今後の課題と強化に俟つというところになるわけでありまして、

○中野重治君 私の間も大分ゴテ／＼しましたが、そうしますと結局今後大盤に出て来る失業対策をどう救うかというところについての予算は現在高ではあるが、併し何とか作り出すように大蔵省に委せてあるが、向うでも決してそのままにはしないという、大体そういうところに来ていて、こう受取つていいわけですね。

○國務大臣(鈴木正文) 同じような言い方になるかも知れませんが、失業者がどう／＼出てくるという場合に、何とかなるだろうという程度の考え方では、政府全体の責任として十分考慮して、どうしても作り出さなければいけない、こういう考えを持つております。

○中野重治君 つまり現在在る者であるけれども、必ず責任を持つて金を捻出しよう、こういう腹だ、というわけですね。その点は分りました。

もう一つ、今日私に対する答弁がありまして、早川議員に対する答弁がありまして、非常に疑問に思つた点がありますので、ちよつと追記を調べてみました。これは緊急失業対策法案には直接関係はないのですが、簡単に

○國務大臣(鈴木正文) 大体從來やつていた事業をこちらへ移して来たのでありますからして、中野委員の御指摘のように、これは将来の緊急失業対策の大きな事業の一つの中核となるという意味は持つておりますけれども、新たに取入れられるところの失業対策というものは、今後の課題と強化に俟つというところになるわけでありまして、

○中野重治君 今の早川さんに対する答の中にも、ちよつと聞きたいのですが、労働大臣の言ひ違ひでないか、その通りか、ちよつと聞きたいのです。読みますから、途中からですが、併しながら少くとも正当でない労働組合の行為として明らかであるものは、検務局長通牒にあるごとく、暴力犯罪その他これに準ずる行為を始めとして暴力的又は秩序的に且つ秩序を保持して行われるのでない行為は、極めて不当なものであつて、具体的には生産管理の不当性というふうなことは既に申上げた通りであります。又政治的目的貫徹のために行うところのストライキいわゆる政治スト、同情スト、ゼネストのごときは、何れも労働者がその経済的利益を守るために認められた権利を濫用するものであつて、正当な争議行為とは解することはできないという解釈を持つておるのであります。大体その他のこれに付随するところの解釈につきましては、以上を以て御了解を得たいと思ひます、この点が一つです。

○國務大臣(鈴木正文) そのところの恐らく終いの方ではないかと思ひますが、政治的或いはゼネスト、そういったものにつきましては、そのときどきの状況により一つの何と言ひますか、範圍、限度というものがあつて、現実に応じて考へて行くという意味であつたのであります、それはどの程度

度という問題につきましては、実は労働の局に當つては人達とも一度細かく検討いたしまして、何らかの形で適当なときに正式にお客申上げたと思ひます。

○中野重治君 もう一項はこういうところですが、これは私に対する答で、したが「労働委員会を労働大臣の所轄にした」という点が指摘されましたけれども、これは形式的に国家行政組織法との関係で、敢て労働委員会のみならず各省のこういった性格のものはその外局となるというふうな関係から、單に国家行政組織法との関係からそうしたの過ぎないものであります、労働委員会としての法に基づくところは、依然として法の基とどこに從つて労働委員会は独立の見解の下に独立の権限を持つて行動するのでありますから、何らその独立性を侵害してはならないと思ひのであります。この点やばり間違ひはありませんかどうですか。

○國務大臣(鈴木正文) 御説のよう

うです。今度お設けになつて現在当院の方に承認を求められておるところの、政府のいわゆる失業対策審議会と、この法案の運用の関係についての御説明を承りたい。この法案を運用して行く上において、今度できる失業対策審議会とは、どういうふうなマツチとして、利用して行くつもりであるか、全然関係あるかないかというところが一点と、それからもう一点は大体本法第六條でも労働大臣は全國に亘る雇用及び失業の情勢に関する調査の結果ということになつておりますが、これはどういふ機構によつてこの大きな出血を予想されておられるところの失業状態を、どういふ機構によつて御調査なさる方針であるか、現在のごとく安定所の窓口に現れて来るだけ失業者と見ておつたのでは対策が遅れるのであるから、この六條の「多数の失業者が発生し又発生するおそれがあると認める場合」ということが明記されてあるのですが、どういふ方法でその失業者の発生し又は発生するおそれがあるというところを御調査になるかこの二点を伺ひます。

○國務大臣(鈴木正文) 失業対策審議会と、緊急失業対策法の運用の問題であります、これは労働省とい

うです。今度お設けになつて現在当院の方に承認を求められておるところの、政府のいわゆる失業対策審議会と、この法案の運用の関係についての御説明を承りたい。この法案を運用して行く上において、今度できる失業対策審議会とは、どういうふうなマツチとして、利用して行くつもりであるか、全然関係あるかないかというところが一点と、それからもう一点は大体本法第六條でも労働大臣は全國に亘る雇用及び失業の情勢に関する調査の結果ということになつておりますが、これはどういふ機構によつてこの大きな出血を予想されておられるところの失業状態を、どういふ機構によつて御調査なさる方針であるか、現在のごとく安定所の窓口に現れて来るだけ失業者と見ておつたのでは対策が遅れるのであるから、この六條の「多数の失業者が発生し又発生するおそれがあると認める場合」ということが明記されてあるのですが、どういふ方法でその失業者の発生し又は発生するおそれがあるというところを御調査になるかこの二点を伺ひます。

○國務大臣(鈴木正文) 失業対策審議会と、緊急失業対策法の運用の問題であります、これは労働省とい

うです。今度お設けになつて現在当院の方に承認を求められておるところの、政府のいわゆる失業対策審議会と、この法案の運用の関係についての御説明を承りたい。この法案を運用して行く上において、今度できる失業対策審議会とは、どういうふうなマツチとして、利用して行くつもりであるか、全然関係あるかないかというところが一点と、それからもう一点は大体本法第六條でも労働大臣は全國に亘る雇用及び失業の情勢に関する調査の結果ということになつておりますが、これはどういふ機構によつてこの大きな出血を予想されておられるところの失業状態を、どういふ機構によつて御調査なさる方針であるか、現在のごとく安定所の窓口に現れて来るだけ失業者と見ておつたのでは対策が遅れるのであるから、この六條の「多数の失業者が発生し又発生するおそれがあると認める場合」ということが明記されてあるのですが、どういふ方法でその失業者の発生し又は発生するおそれがあるというところを御調査になるかこの二点を伺ひます。

○國務大臣(鈴木正文) 失業対策審議会と、緊急失業対策法の運用の問題であります、これは労働省とい

うです。今度お設けになつて現在当院の方に承認を求められておるところの、政府のいわゆる失業対策審議会と、この法案の運用の関係についての御説明を承りたい。この法案を運用して行く上において、今度できる失業対策審議会とは、どういうふうなマツチとして、利用して行くつもりであるか、全然関係あるかないかというところが一点と、それからもう一点は大体本法第六條でも労働大臣は全國に亘る雇用及び失業の情勢に関する調査の結果ということになつておりますが、これはどういふ機構によつてこの大きな出血を予想されておられるところの失業状態を、どういふ機構によつて御調査なさる方針であるか、現在のごとく安定所の窓口に現れて来るだけ失業者と見ておつたのでは対策が遅れるのであるから、この六條の「多数の失業者が発生し又発生するおそれがあると認める場合」ということが明記されてあるのですが、どういふ方法でその失業者の発生し又は発生するおそれがあるというところを御調査になるかこの二点を伺ひます。

○國務大臣(鈴木正文) 失業対策審議会と、緊急失業対策法の運用の問題であります、これは労働省とい

うです。今度お設けになつて現在当院の方に承認を求められておるところの、政府のいわゆる失業対策審議会と、この法案の運用の関係についての御説明を承りたい。この法案を運用して行く上において、今度できる失業対策審議会とは、どういうふうなマツチとして、利用して行くつもりであるか、全然関係あるかないかというところが一点と、それからもう一点は大体本法第六條でも労働大臣は全國に亘る雇用及び失業の情勢に関する調査の結果ということになつておりますが、これはどういふ機構によつてこの大きな出血を予想されておられるところの失業状態を、どういふ機構によつて御調査なさる方針であるか、現在のごとく安定所の窓口に現れて来るだけ失業者と見ておつたのでは対策が遅れるのであるから、この六條の「多数の失業者が発生し又発生するおそれがあると認める場合」ということが明記されてあるのですが、どういふ方法でその失業者の発生し又は発生するおそれがあるというところを御調査になるかこの二点を伺ひます。

○國務大臣(鈴木正文) 失業対策審議会と、緊急失業対策法の運用の問題であります、これは労働省とい

うです。今度お設けになつて現在当院の方に承認を求められておるところの、政府のいわゆる失業対策審議会と、この法案の運用の関係についての御説明を承りたい。この法案を運用して行く上において、今度できる失業対策審議会とは、どういうふうなマツチとして、利用して行くつもりであるか、全然関係あるかないかというところが一点と、それからもう一点は大体本法第六條でも労働大臣は全國に亘る雇用及び失業の情勢に関する調査の結果ということになつておりますが、これはどういふ機構によつてこの大きな出血を予想されておられるところの失業状態を、どういふ機構によつて御調査なさる方針であるか、現在のごとく安定所の窓口に現れて来るだけ失業者と見ておつたのでは対策が遅れるのであるから、この六條の「多数の失業者が発生し又発生するおそれがあると認める場合」ということが明記されてあるのですが、どういふ方法でその失業者の発生し又は発生するおそれがあるというところを御調査になるかこの二点を伺ひます。

○國務大臣(鈴木正文) 失業対策審議会と、緊急失業対策法の運用の問題であります、これは労働省とい

うです。今度お設けになつて現在当院の方に承認を求められておるところの、政府のいわゆる失業対策審議会と、この法案の運用の関係についての御説明を承りたい。この法案を運用して行く上において、今度できる失業対策審議会とは、どういうふうなマツチとして、利用して行くつもりであるか、全然関係あるかないかというところが一点と、それからもう一点は大体本法第六條でも労働大臣は全國に亘る雇用及び失業の情勢に関する調査の結果ということになつておりますが、これはどういふ機構によつてこの大きな出血を予想されておられるところの失業状態を、どういふ機構によつて御調査なさる方針であるか、現在のごとく安定所の窓口に現れて来るだけ失業者と見ておつたのでは対策が遅れるのであるから、この六條の「多数の失業者が発生し又発生するおそれがあると認める場合」ということが明記されてあるのですが、どういふ方法でその失業者の発生し又は発生するおそれがあるというところを御調査になるかこの二点を伺ひます。

○國務大臣(鈴木正文) 失業対策審議会と、緊急失業対策法の運用の問題であります、これは労働省とい

うです。今度お設けになつて現在当院の方に承認を求められておるところの、政府のいわゆる失業対策審議会と、この法案の運用の関係についての御説明を承りたい。この法案を運用して行く上において、今度できる失業対策審議会とは、どういうふうなマツチとして、利用して行くつもりであるか、全然関係あるかないかというところが一点と、それからもう一点は大体本法第六條でも労働大臣は全國に亘る雇用及び失業の情勢に関する調査の結果ということになつておりますが、これはどういふ機構によつてこの大きな出血を予想されておられるところの失業状態を、どういふ機構によつて御調査なさる方針であるか、現在のごとく安定所の窓口に現れて来るだけ失業者と見ておつたのでは対策が遅れるのであるから、この六條の「多数の失業者が発生し又発生するおそれがあると認める場合」ということが明記されてあるのですが、どういふ方法でその失業者の発生し又は発生するおそれがあるというところを御調査になるかこの二点を伺ひます。

○國務大臣(鈴木正文) 失業対策審議会と、緊急失業対策法の運用の問題であります、これは労働省とい

うです。今度お設けになつて現在当院の方に承認を求められておるところの、政府のいわゆる失業対策審議会と、この法案の運用の関係についての御説明を承りたい。この法案を運用して行く上において、今度できる失業対策審議会とは、どういうふうなマツチとして、利用して行くつもりであるか、全然関係あるかないかというところが一点と、それからもう一点は大体本法第六條でも労働大臣は全國に亘る雇用及び失業の情勢に関する調査の結果ということになつておりますが、これはどういふ機構によつてこの大きな出血を予想されておられるところの失業状態を、どういふ機構によつて御調査なさる方針であるか、現在のごとく安定所の窓口に現れて来るだけ失業者と見ておつたのでは対策が遅れるのであるから、この六條の「多数の失業者が発生し又発生するおそれがあると認める場合」ということが明記されてあるのですが、どういふ方法でその失業者の発生し又は発生するおそれがあるというところを御調査になるかこの二点を伺ひます。

○國務大臣(鈴木正文) 失業対策審議会と、緊急失業対策法の運用の問題であります、これは労働省とい

しましては、労働省が、勿論労働省が、可能な方法があります。な、この潜在労働者の見方、潜在労働者、やないかという質問に対して、安本長、題について、最初閣議で以てどうい

題でありますが、これは労働省とい

題について、最初閣議で以てどういふふうに行ふに打合せが行われたか、これはあの当時におきましては、他の四つのものと一緒にも重要な問題の一つとして、失策対策の審議会をも作らう、こういう話が進みましたので、機構考

の他の性格、重要なものとして非常な力を入れてやろうというのが、最初からの出発でありましたけれども、機構その他の運営の方針は、更に官房においてよく練らうということから出発したのであります。重要な一環として大いに力を入れてやろうという考え方には、恐らく安本長官も私共と同じ考え方だつたろうと思ふのであります。

○委員長(山田國男君) 只今の門屋委員の御質問ですが、青木安本長官、何か御答弁願えますか。

○**農林大臣** 一着 いや、労働大臣の方
に……
○**委員長**（**山田節男**） 青木安本長官
は衆議院の方へ呼ばれておいでになる
そうでありますから……
○**門田盛一** 一着 お急ぎなら月曜日で
いですが、私の聴いているのは失業者
が出て来るのは、民間企業の合理化の
方から沢山出て来ると考えている。そ
れで失業対策の審議会というものは、
失業者の出て来る状況を審議したり、
又それをどういふふうにと吸収するかと

からこれは本来ならば、閣議のどのの
辺から声が出たか知らんが、労働大臣
みずからがこういう失策対策審議会を
作つて呉れというぐらゐに積極的な御
意見を持つていたのであつたら、私は
今引出されるところの労働関係法案に
對して何らの不安も持たないけれど
も、労働大臣の発議でなくして、ど

からか声が出てこの対策審議会ができたとなれば、非常に労働大臣は年度の失業問題を軽く小さくお考えになつてゐるというふうに通ぜざるを得なくなる。ところで今の御説明から行きましても、まあその経過はどちらから声が出たとしても、内閣でこういうものをお作りになることは結構なことであるが、これは労働大臣の積極的な御意見のなかつたということが一つ窺われることは、この委員会のメンバーの中には、労働関係は一名も入つていない、企業家関係も入つていない、こういうかたわりの組織で以てこれができるか。もう一つは、極言しますれば、このメンバーを決めることを官房に委しておいて、労働大臣、安本長官がこの委員会のメンバーを決めることに関係がないとしたら、これは恐らく合理的な委員会ではない。結論においてそういう委員会がでないとしたら、現在の政府では大きな出血に對する輸血の方法が講ぜられていないと断ぜざるを得ない、こういうのであります。

○國務大臣(鈴木正文君) 実は失業対策については機関といひますか、何らかのそういうものを作り、又政府全体としては先程も申し上げましたように、予算的の考へ方その他についても政府全体の責任、大きな問題として本當に腹を決めてやらなければいけないのだといふことは、閣議においてもしばしば私自身も発言して、そうして全閣僚の了解を得ておつたわけでありま

す。それからたまたま、審議会という問題は、敢て失業対策だけでなく、国土総合計画等をも併せまして、あの考へ方がその後において出て來ましたから、私自身は、この一つの審議会の組織において失業対策というものをやるというお話も出て來ましたので、それならば考へておつたそういうものをこれによつてやつて行つてもいいという考への下に進んだのでありまして、それ以前から失業問題については何らかの機関なり何かを作つて、そうして強力に当たらなければならぬという考へを持つたし、今も持つております。

それからメンバーの問題でありまして、あの失業対策審議会の委員に關する推薦といひますか選択は、労働省もその關與する範圍においては十分關與し、そうして選択に當つたのでありまして、最終的にまだ決定しておらない面、若しくは追加される面もあるでありますが、追加されれば、労働省諸科の方面及び経営者方面の側からも出て頂くという考へ方でも進んでおりますし、そうして選択をも續けておつたのであります。

○門屋盛一君 私はこの労働者の立場を代表して言いますと、以前厚生省時代からのいわゆる労政局時代ならば、これは取締り官廳であつた。それが今度はまあサーヴィス省となり、指導しなければならぬという立場になつておる。労働者から言へば労働者が唯一の頼りになつておるところの役所なのである。その唯一の頼りになつておる労働大臣が今回の失業問題に對してどれだけ御熱心になつてやつておられるかといふことが、一番の関心の的になつておるのです。それが閣議における発言の内容なり、すでに新聞紙上に幾多の人選の顔解れが発表されている中に、労働者の代表も入つていなければ、又企業家関係の方も入れていないといふことは、話を元に戻すことになりまして、ただ行政整理から出る者だけが失業者のように労働者は考へておるのではない。企業の合理化から出て來る失業者は、とても想像以上の多量の失業者が一旦は出る。他産業に吸収されるまでにおいて幾ヶ月の失業のプールというものが出て來る。その失業者のプールを拵えておかないでやつて行くといふのが一番困つておる。これに對する労働大臣の熱意が足りないといふふうに今の場合断ぜざるを得ない。こ

ういふ熱意の足りない労働大臣の下に立案せられたところの労働法規ですね、もう一つ極端に言へば、現内閣の労働問題に對する施策が決まらないで、一つの基本線が決まつておらないで、ただ労働法規を事務的に立案するといふことは間違ひです。この事務的に立案するといふことは、昨日私の質問に對する労働大臣のお答への中にはつきり現れておる。私は法案といふものは國の憲法をできるだけ、實際の労働政策はこうである、今問題の失業対策はこうである、失業者はこういうふうに出るといふ基本線が出て、そうして法案を組まなければならぬ。これは當該まらぬ法案になつておるのです。これは逐條審議の際摘発しますけれども、これを拵えても数百万の緊急失業対策には當該まらぬ。予算はたつた八億しか見ておられない。そういうふうに労働者が頼りにしてゐるところの労働大臣がそういう認識不足、診断が間違つておるのではないかといふことを考へておるのですが、労働大臣はお歸りになつたようですから、この次の機会に御答弁を願ふことにしまし

て、安本長官、また時間はいいのですか。

○委員(山田勇君) お急ぎになつておるようですが……

○門屋盛一君 お急ぎになつておれば質問を保留して月曜に延ばしてもよいです。一口閣僚の一人として聞いて置いて頂きたいことは、かくのごとき性格の分らないような、目的のはつきりしないところの内閣に設けられた失業対策審議会といふものを我々は信用してこの失業対策法を審議するといふことは不可能な状態に陥つておる。現在はつきりと断つては來ませんけれども、或る方面からはこの三十九條による承認をまあなだけ待つて呉れというやうなことを言つて來る。だから政府はこの審議をどういふふうに行うか分らないが、私はこの失業対策審議会の性格がはつきりしなければ、失業保険法の逐條審議に入ることすら、私は良心的に安心ができません。いふことを國務大臣として聞いて居つて頂きたいと思つております。

○委員(山田勇君) 青木安本長官も衆議院の方へおいでにならなければならぬやうでありますから、青木安本長官に御質疑のお方はございますか。

○村屋重雄君 大勢おられますから極く簡単に御應答して置きたいのですが、今日出された失業対策に関する資料といふのは、これは労働省としてありますが、安本が閣議されて先日の要求で出されたのですか、それとも労働省によつて出されたのですか。

○政府委員(廣田邦吉君) 私の方からお配りしてあります資料は、失業対策に関する資料、これは安本、商工省、そ

の他関係方面と打合せた資料でございます。それから産業別雇用見込といふのがあります。これは安本の労働局でかようにお作りになつたものでございまして、それから公共職業安定所における職業紹介の状況、これは私の方の安定所の方でございますので、それをいたしたものでございます。それから公共事業の予算額、そういうものが昭和二十一年度から二十四年度分までのものがあつたが、これは當然安定本部でお作りになりましたものをコッピリいたしましたお配りいたしましたものでございます。従ひまして資料といたしましては、関係方面と打合せをいたしまして作成したものでございます。

○村屋重雄君 ちよつと関連して……

只今のお話を聞きますと、失業対策に関する資料は労働省が各方面の意見を聴いて作つたものだというのでございまして、一つこの資料について伺ひたいのですが、失業者の數に、樺太、千島よりの引揚者の四万に對して二五%失業者とするに對し、シベリア、滿洲方面よりの引揚者二十八万に對して七〇%という數字が出されておるが、この二五%と七〇%と、樺太、千島よりと、シベリア、滿洲よりの引揚者に差を拵えた理由を一つ伺ひたい。

○政府委員(廣田邦吉君) この引揚につきましても、本年度はまだ再開をされてないわけでございますが、一應これは五月から毎月四万ずつ引揚が行われるものと推定いたしました作成いたしました資料でございます。そうして樺太、千島等から参ります引揚民の中には、御承知のように老齢の方もあります。女子の方もあります。従つ

え方めその後において出て来ましたが、私自身は、この一つの審議会の組

労働者の代表も入つていなければ、又企業家関係の方も入れていないという

は、お漏りになつたようですから、この次の機会に御答弁を願ふことにしまし

お配りして、資料は、失業対策に關する資料、これは安本、商工省、そ

の中には、御承知のように老婦の方もあります。女子の方もあります。従つ

て労働市場に出るところの就職相場の失業者というものは四万人の二五%というものを思ひ込んだわけではございませう。シベリア、満洲方面から参りますのは殆んどが壯丁、元軍人でありませうので、相当な部分がいわゆる労働市場に失業者として出るのではないだらうかというので、その率を二十八万に對して七〇%というものを思ひ込んだわけでありませう。

○平野喜治郎君 安本長官にちよつとお伺いしますが、この緊急失業対策並びに一般の失業対策は、総合企画廳としての安本がいち／＼の企画をやつておられると思いますが、我々の今までのつかり納得の行かない点は、國が企業の合理化を徹底的にやらんといたしておられます。それから又行政整理も現段階においてできるだけ断行するというのが現内閣の方針だと思ひます。この点につきましても私は原則的に反對するものではないと思ひます。従つてこの二つを推進して行つて、現在の方向を強化して行くならば、そこに雇大な失業者が現れて来ることは當然なことでありませうが、その失業者に対するところのいろいろの復興的な事業、或いは開發的な事業が起されて、その事業の起される予算的措置がうまく廻つて行くなれば、これは當然よい結果が出てきて、それも政府は望んでおられるのでありますが、私共の不可解なのは、予算措置がとれなかつた、なか／＼これは難儀であるということから、失業者を無理に少く推定して行こうとするところに私はいろいろの不可解な問題、或いは各委員の辻褄の合わないという政府に対する質問が起して来るのだと思ひます。併しなからこの問題は今予算

措置ができないにしても、將來の推定につきましてもは最も私は安本が正直な態度で率直な氣持でこの失業者の推定數というものを良心的に發表して、將來こうしたい、ということを申述べた方がよいと思ひまして、この点あなた方の推定されるこの今の失業者の推定數といふものは極く少いものであつて、これが本當に確信を持つてゐるか、政治家として確信を以てこの推定數が九〇%も將來違ふまいという、そういうような信念の下に立つた推定數であるか、實際はまだ／＼大量の推定數は実はあるのだ、併しなから現在予算措置ができないために、それに辻褄を合わせるために推定數を暫定的にしておられるのだ、この点をもつと率直に私はお伺ひして見たいと思ひます。

○國務大臣(青木義雄君) 只今の御質問の事柄につきましても、私共もこれまで一体失業者といふものがどれくらい出るのだらうかといふことを考へたにおきましてもいろいろ考へて來たのでありますが、勿論こういう推定でありませうが、まあできるだけ廣い範圍の材料を蒐集いたしまして、暫定的ではありまするが、こういう推定をいたしておるわけでありまして、尙おつしやるように根本的に大きな違ひがあるのだ、こういう御意見に對しまして、勿論耳を傾けて、私共もそういう点についてはよく注意をいたして考へたいと思ひますが、何しろ現在のところ私共が一應官廳の前で暫定的ではあるけれども、この程度の失業者が出るのだらうといふことの下に、ともかくその暫定的であるという意味で確信は持つて申上げておるわけでありまして、尙進んでこの失業対策審議

會等によつてそれ／＼の學識経験者と申しますか、各位の十分御検討を頂いて、そして我々の參考にしたいと思ひます。併し、我々としても從來取調べてありまするこれらの資料をも提供いたしまして、そして今後現われて來るであろうところの失業者の實際を掴んで行くといふことには決して今後とも吝かでないものでございませう。ただ私が今日率直に申上げられまゝのことといたしまして、これは確かに暫定的なものでございませう。そういう意味で申上げておる次第でございませう。

○中野重治君 安本長官の方としてはこの点はどう考へてですか、さつき労働大臣の答弁からも明らかになりました。八億八千万圓といふものはあることはあるけれども、これは今日繼續して行くこの仕事に使われまして、それに足らないくらいだ。これからこつそり大量に出て來る失業者をどう救済するか、そのことのための金は現在高としては一銭もない、ただ政府としては大藏省が何とかやつて呉れるといふし、まさかそうひどいこともないだらうといふ点に望みの綱をかけておるという話なんです、このことから出て來る雇大な失業者の救済のための金は現在高として一銭もない、全然空っぽだ。このことについて安本長官としてはどう考へておられるか、又何らかの積極的な考へがあるかどうか、それをお聞かせ下さい。

○國務大臣(青木義雄君) 失業対策の問題については労働大臣がそれ／＼こゝれまでいろいろとお答えいたしてゐると思ひます。私は經濟安定本部の立場といたしまして、今回のこの八億八千万圓といふもので、これから出て來る失業者に対するところの対策を講じて行くといふことが不可能であります。これは、これはもう行政整理によつて出て來る失業者に對しても當然考へられまゝです、尙その外一般企業から起つて來る合理化に伴つた失業者が相當に出て來ることを考へますれば、これであるといふ考へておられませんか。従つてそういう考へ方からいたしまして、ば、當然我々としてはそれ相應の責任を持つて対策を講じなければならぬといふことは、おのずから我々の立場として考へなければならぬことだと信じております。

○中野重治君 今後どれだけ出て來るか、こういうことがやはりいろいろ御意見がございませうに問題になつておるので、そこで當然現在の見積られておられまする各般のこの準備に對しまして、それ以外に當然これは我々として考へなければならぬ、又その措置を取らなければならぬ、當処しなければならぬ、といふふうに考へておるものでございませう。

○中野重治君 私の尋ねたのはそういうことじやないのです。八億といふものが足りないといふことは、これはもう誰しも知つておること、政府自身言つておるのだからそのことはお答え頂かなくてはならないのです。私がお尋ねするのは、これから出て來る雇大な失業者の救済のために現在政府が持つてゐる金の現在高はゼロだ、空っぽだといふこと、これは失業者の推定とか何とかいふことはまだはつきりしない。そうすれば失業者が沢山出て來て、そしてどうにもこうにもできない問題になつて、このことは他の方もこの問題について質問されたことだけ

第十五部 參議院労働委員會會議録第九号 昭和二十四年五月七日【參議院】

でも、それから問題をこの今のゼロを一銭にし、千円にし、何十万円にしてやろうといふような考へでいるのかどうかといふことです。現在高がゼロだといふことに対しては安本長官としてどういう積極策をお持ちか、八億云々が足りないといふことはどうでもよい、もう決つておるんです。もう無いやうなものですから、そつちの方も……

○國務大臣(青木義雄君) 八億八千万圓といふものがある……

○中野重治君 その方は……現在のゼロはどうするか。

○國務大臣(青木義雄君) 現在についてと申しますと、これは四万人程度が救済できるというように我々は想定をいたしておられますが、尙當然出て來たらば、出て來ることに對して今何もそれ以外にないといふようなことでも、お前達は在再日を暮しておるのかどういふのか、こういうのが……

○國務大臣(青木幸次郎) 私は経済安定本部の立場としては、ともかくも最初に相当額のものと考えられておつた。併しその相当額のものとは今回の予算によつてこれは認められないことになつた。そこでそれくらいのもものは大体我が考へておるのであつて、併しそれを何としても失業者が出て来たといふことになればそれに対処しなければならぬから、ただ大蔵省が出して呉れるから分らん、或いは多分やつて呉れるだらうといふような私は考へ方を持つてゐるのじやなくて、失業対策として當然その対策らしいものゝことをやらなければならぬが、安定本部としてこれまで五年計画といふようなものを考へておる。併しそれも多少ずれるといふことになつておるが、今日援助見返勘定、これらの面でもその資金計画の上で、例えば貿易振興といふ面において相当吸収できる、そういうことを考へておるし、その外に、多少長期になるけれども、電力の開発であるとか、或いはその他この事業の方でなんとか相当な程度を吸収して行くといふようなことは、その事業面と睨み合せて、そういうことができないことになれば、そういうことができない数字が吸収されて行くんだといふやうにこの案を立てつつ、又資金計画等と睨み合せて只今考へておりますが、何しろ今発表の段階に到達いたしておりませんので、そういうことが決つて来次第、この失業者のどれだけの部分といふものがそういう面に吸収されて行くといふことも考えられるといふふうに只今存じておる次第であります。

○中野重治君 そうするとこの点を安本長官としては、こうするつもりであるという点では、現在のところ具体案はないというわけですね。まで発表するまでに至つていないといふんだから、現在は発表し得る積極的なものは何もない、こういうふうにと受取つてよろしいのですか。

○國務大臣(青木幸次郎) 只今現に私共のところではこの数日を費やしております。そのうち、そういうことについていろいろ論議も、研究もいたしておる段階でございます。

○中野重治君 だからお尋ねします。それは論議も、調査もしておるだらうと思ふんです。そうでなかつたらそれは大変なことなんだから、併し論議も、討議もして、調査もしておるけれども、今日安本長官として具体的に発表するものは何もない、こう受取つていいでしようというわけですか。お答えがなければそう認めて私はよろしい。

○國務大臣(青木幸次郎) お手許に材料が行つておるか、どうか存じませんが、私共の予定としては、こういうことをまあ大体考へております。その企業者の合理化に伴います約六十万の失業者の内訳を申し上げます。鉄山及び製鉄業といふのに一万八千人、それから金銅工業に二万三千人、それから機械器具工業に十五万二千人、それから化学工業に四万四千人、それから繊維工業に十四万六千人、製材木工業に十三万、それから建設工業に八万人、その他一万九千人といふやうな大企業者の方面の分け方をしまして、そうしてそれ、数字を上げて今検討いたしておる次第であります。尚この輸出産業に二十万、その他ともかく約二十万と

いふやうなこの輸出産業面に対して吸収しようという点で、その内訳は、鉄山関係に三万八千八百人、それから非鉄金属関係に七千人、それから化学関係に三万一千二百人、それから製鉄業、これはまあ陶器ですが、窯業関係に二万四千四百人、それから繊維関係に十一万七千、それから機械器具関係に九千五百、計二十一万八千八百人といふやうな大体計算をいたしております。それからその外に、鉄山に一万一千三百人、食糧品関係に三万五千人、その他輸出振興に關連するもので、約十五万人程度に上るのではないかと、いふやうに考へておりますが、まあ前からお答えがあつたかも知れませんが、その他失業者は失業保険で四十二万人、日雇失業保険に十三万人、職業補導事業に五万人、失業救済事業に四万人、我々はこゝに上げた数字を上げて研究をいたしております。大体さうなふうでございます。

○中野重治君 今数字を挙げられたのは、そういう産業へ、例えば合理化によつて出る六十万人或いはその他を吸収するといふ予定だといふのですか。

○國務大臣(青木幸次郎) さうでございます。

○中野重治君 そうしますと、例えば失業保険に何万人というお話がありましたね。これは失業保険関係の事業へ何万人か失業者を吸収するといふのですか。

○國務大臣(青木幸次郎) これはです、大体総合的に輸出産業に行く者は、その産業の面、それからこの失業保険、日雇失業保険に行く者は、それ、その方面で一應東も所も吸収するといふことであります。

○中野重治君 これから、出て来る失業者の中の何万だか、何万だかを失業保険事業へ吸収されて就業労働者となる、こういうことでありますか。

○政府委員(石井通則君) 只今の長官の御説明になりましたのは、前から、○中野重治君 失業保険にかかるといふことじやありませんか。

○政府委員(石井通則君) 失業保険で救済するといふことであります。

○中野重治君 そんなものは緊急失業対策を立てようといふ答弁の中から除いて貰ふなければならぬ。そんなものはインテキだ、ベテンジやないか、そんなものは失業救済じやない、そんなものは緊急失業策が出られようが、出られまいが保険にかかると。これは労働者が保険金をかけておるのじやないか。不当に取られておるのだ。そんなものは答弁から除いて貰ふなければならぬ。今日はこれ以上答弁されなくてもいいですから、ただ今後ともそういう答へ方は止めて貰ふなとやらならぬ。

○門屋盛一君 私は第三国会の時から主張して来ておるのですが、一應終戦によつてできたところの労働組合法関係は、労働者諸君の中にも少しづつくりするくらいな御馳走を與えたことになつておつた。ところがその後いろいろの情勢が變つて来、殊に九原則の実施に當つては、一應お膳の上に乗せてあつた御馳走を取上げてしまはなければならぬ情勢になつておる。これも止むを得ないで放つて置けに行かないが、一應止むを得ない情勢に迫り込まれた。そこで第三国会から政府に注意して来たことは、立法的措置をや

る前に、暫定政策を立てて、こういう変動期に対して労働者に不安の観念を與えないようにしてやつて行くことが、労働政策の今日までになすべきものだといふことを注意を與えて来たわけでありませう。労働関係の法律が出るのであります。その法案の中で、労働者に一つの安心をさせるというのがこの失業保険法と、この緊急失業法案以外にないのであります。これだけは労働者に幾らか安心させる方の側の法律案、この法律案を出しておるから、早く通せ、案を通さなければ後の失業対策は樹たないのだと言つて責められておるのでありますけれども、法律案はできておるけれども、本年のあれだけの大きな予算の中から、この法律の裏付けになるだけの金が何故取れなかつたか。意図した産業の補助金なんかは何千億も組んでおつて、これだけの労働者千数百万の労働者を安心させるこの法律の何故裏付けをしないか、安定政策は何故取らないかといふわけなのであります。これを安本長官に對してどういふ事情によつてこの労働者の安心できるだけの、十分に安心できなくても差当り安心ができる。これは今の場合大蔵大臣や安本長官は知つておるか知れませんが、我々我國會議員は一人も知らないのだ。この法案に対する裏付けの財源がどこにあるか知らないのです。これは昨日も質問しておるのです。どういふわけで財源なしにこゝにうものを出すか。この財源はどういふ方法で安心ができるのか、これを安本長官からお答えを願つて、不十分と想像しますから、この財源問題については月曜日に大蔵大臣の出席要求はしないつもりでおつたが、

○中野重治君 これから、出て来る失業者の中の何万だか、何万だかを失業保険事業へ吸収されて就業労働者となる、こういうことでありますか。

○政府委員(石井通則君) 只今の長官の御説明になりましたのは、前から、○中野重治君 失業保険にかかるといふことじやありませんか。

○政府委員(石井通則君) 失業保険で救済するといふことであります。

○中野重治君 そんなものは緊急失業対策を立てようといふ答弁の中から除いて貰ふなければならぬ。そんなものはインテキだ、ベテンジやないか、そんなものは失業救済じやない、そんなものは緊急失業策が出られようが、出られまいが保険にかかると。これは労働者が保険金をかけておるのじやないか。不当に取られておるのだ。そんなものは答弁から除いて貰ふなければならぬ。今日はこれ以上答弁されなくてもいいですから、ただ今後ともそういう答へ方は止めて貰ふなとやらならぬ。

○門屋盛一君 私は第三国会の時から主張して来ておるのですが、一應終戦によつてできたところの労働組合法関係は、労働者諸君の中にも少しづつくりするくらいな御馳走を與えたことになつておつた。ところがその後いろいろの情勢が變つて来、殊に九原則の実施に當つては、一應お膳の上に乗せてあつた御馳走を取上げてしまはなければならぬ情勢になつておる。これも止むを得ないで放つて置けに行かないが、一應止むを得ない情勢に迫り込まれた。そこで第三国会から政府に注意して来たことは、立法的措置をや

る前に、暫定政策を立てて、こういう変動期に対して労働者に不安の観念を與えないようにしてやつて行くことが、労働政策の今日までになすべきものだといふことを注意を與えて来たわけでありませう。労働関係の法律が出るのであります。その法案の中で、労働者に一つの安心をさせるというのがこの失業保険法と、この緊急失業法案以外にないのであります。これだけは労働者に幾らか安心させる方の側の法律案、この法律案を出しておるから、早く通せ、案を通さなければ後の失業対策は樹たないのだと言つて責められておるのでありますけれども、法律案はできておるけれども、本年のあれだけの大きな予算の中から、この法律の裏付けになるだけの金が何故取れなかつたか。意図した産業の補助金なんかは何千億も組んでおつて、これだけの労働者千数百万の労働者を安心させるこの法律の何故裏付けをしないか、安定政策は何故取らないかといふわけなのであります。これを安本長官に對してどういふ事情によつてこの労働者の安心できるだけの、十分に安心できなくても差当り安心ができる。これは今の場合大蔵大臣や安本長官は知つておるか知れませんが、我々我國會議員は一人も知らないのだ。この法案に対する裏付けの財源がどこにあるか知らないのです。これは昨日も質問しておるのです。どういふわけで財源なしにこゝにうものを出すか。この財源はどういふ方法で安心ができるのか、これを安本長官からお答えを願つて、不十分と想像しますから、この財源問題については月曜日に大蔵大臣の出席要求はしないつもりでおつたが、

出席要求はしないつもりでおつたが

○**扇屋一君** 失業者がはつきりして
いないといふけれども、失業者は推定量に
なさつておるのですよ。この推定量に
ついては相当我々の方には意見が違つ
ておるんだけれども推定なさつてお
る。そうするところいうふうに解釈し
ていいのですか。あなたの答弁では本

○門屋盛一君 失業者の出る方と吸収面とのバランスが採れてゐるから予算に組んでないというのですが、だつたからこの緊急対策法案は撤回なさつたらどうです。それだけの自信がおありなら、これをお出しになる以上失業者が出る、これということが腹の底にあるのでし

は、やはりこの見込勘定の方面で事業を拡張するとか、或いはその輸出振興という採等に副いまして相當の吸収がして行けるというように意味で我々々は考へて參つておるのであります。

○**陸軍**一着 幾ら戦争に負けておつても日本の総合計画を持つておる官廳

て、日本の經濟安定部長官をなさるう
うといふことはそれはよくお考え直し
になつた方がいいですよ。(贅成)と
呼ぶ者あり) もつとはつきり答弁して
下さる。

○國務大臣(青木幸藏君) 私共は經濟

れば仕方がないのですが、どこから予算措置が取れるかということは、經濟安定本部は総合企画官廳で、事業官廳ではないといふけれども、この失業者のどれくらい出るかといふことは、私に言わせると労働省よりも安定本部の

方が先に知っておなければならぬ。先に分るような組織になつてゐるのですから、今……それにしては財源がどこから出るかとお答えができないといふようなことでは納得できないので、やはり最初私の申し上げたように納得の行く御答弁は得られないという結果になつたのですが、これは大蔵大臣にでも出て貰つても少しはつきりした説明を聞き、それで分らなければ総理大臣でも来て貰わなければしょうがないことになると思ひます。これで私の分はお答えできないというのでは打切つておきましょう。

○厚虎一 今門屋委員の質問に対する安本長官の答弁に關連してであります。極く簡単にありますが、行政機構の改革で、安本の労働局をなくされるときに、この点をもう少し納得が行くように御説明願ひたいと思ひます。それは事実でありましょうか。事実ならばその理由を明らかに願ひたいと思ひます。

○國務大臣(資本主義) 今回の行政整理に伴ひまして、従来労働局というものが私共のところにございまして、ところが局を部というふうには我々は考へて参りましたけれども、官制上、部というものを大體認めないというふうな、そういう方針の下に、角今の各省設置法の内容といたしましては、これを課程度にして、そして少數精選といふか、この方面について十分努力をいたして行きたいというふうな考へでおる次第でございます。

○厚虎一 私は知識がないのです。が、課と局との相違で、どの程度の相違になつて来ますか。それで今安本が労働問題といふか、労働行政といふものに對する考へが非常に違ふのじ

やないか。國家の総合計画をされるには、我々から言ひますと労働問題というものは非常に重要に考へなければならぬ(その通り)と呼ぶ者あり。それが安本は局を課にする、課で足りる。局と課との相違は大してないといわれれば、それこそ知れませんが、それは総合計画の企画廳たる安本で労働局を課にしてしまふといふことはどうも私は時代錯誤じやないかと言わざるを得ない。こういう点について納得の行くような御説明を願ひたい。殊に先般もこの緊急失業対策法に對する質問を申し上げたときに、他の委員からも申し上げたときでも、長官は御存じないやうで、局長はおらないといふやうな状態です。我々から見ると非常に機構上からも心細い。この点をもう少し納得が行くように御説明願ひたいと思ひます。

○國務大臣(資本主義) 私が就任いたしました當時から、労働の方面のことも勿論考へて参りました。併しやはりそれ、仕事の上で考へて見ますと、卒直に申し上げて人の問題というところが相当かかつて来ると思ひます。そういう点で或いは多少欠けておつたのじやないかという感を私はいたしております。そういう点でまだ課になつたならば教を少くするか、どういふ人がこれに携わるかといふやうなことも未知数になつておりますが、私としてはただそれが局といふものが課になつたから、必ずしも少くなるやうなものではないといふやうに考へましたので、やはり閣議等の決定に基きまして課といふことになつておるのであります。が、尙内容については今後に属しておりますので、ぜひ立派な人を得て十分その

任に堪えるやうにと存しておる次第でございます。

○厚虎一 どうも私の知識では今の御答弁では納得が行かない。課になつたからといつて、人さへ得れば相當の能率を挙げることができると、それはそういうこともできまじやう。併し御承知のやうに官廳にはそれ、局長、部長、課長といふやうになつております。どこの省でも段階がありまして、その簡単に課長が腕があるからといつて、課長は局長の仕事ができるものでない。これは安本長官は人に余り力を入れた過ぎている。組織と人といふのは一致して行かなければ能率を上げることができない。局長會議に課長が出席して局長同様のことができまじやう。これは私は官僚制度といひます。か、官廳と官僚の制度のいいところと悪いところを考へなければならぬ。課長が局長同様に手腕を揮ひ得るといふことはあり得ない。そういうことを考へて、そういう点を私は心配してゐるのです。人が得られるという、立派な人はおるかとも知れませんが、やはり制度の上において仕事をしに行く。組織の上において仕事をしに行くのであります。それから、その長官が言われるやうな簡単なものじやない。況んや労働政策といふものは今後日本の経済九原則の實施に當つて最も重要な面であつて、この面を総合計画に入れないでは私は成立たないと思ひます。先般もちよつと申し上げましたが、失業対策に金ばかり集めても駄目なのであります。て、やはり資材を如何にするかといふことが一番大事なのであります。資材と人が一致して行かなければ一つの失業対策という事業がスムーズに行な

はわれて行く筈はないのであります。こういう点から考へて、私は安本に労働局がなくならないことは、労働省があるから労働政策がそれで強化されればいいといふ問題でなく、総合計画を樹てるところのしつかりしたものがなければ労働省も動けない。労働省の施策も行なわれない。こういう点から考へましてどうも了解できない。併しそれ以上の御説明ができれば外の方法を考へなければならぬと思ひますが……

○國務大臣(資本主義) 只今の問題であります。原委員のおつしやる通り、局といふものを課にする……一つは官廳組織、そういうものは組織の力で動いて行くといふことが非常に強い。のだから、人のみに依つてゐることは間違ひだといふ御意見だと思ひますが、私もその点については十分考へておるつもりであります。私のところには御承知の通り従来大長官制といふものがあるものであります。この大長官制を守つて参りまして、大體民間から優秀な人々を採用いたしております。そういう關係で官房に大長官といふものを設けまして、そこで労働關係の課を取置めて行くといふやうなことも、只今のところ考へてゐる次第でございます。それが私の今考へてゐる通りに行くかどうかといふことは、まだ申し上げられませんが、何とかそういうところで実力を強化して行くといふことを案は考へてゐる次第でございます。

○厚虎一 折角御答弁がありました。から、もう一つ御答弁に基いてお聞きしたいと思ひますが、そうしますと、大長官は今度労働關係に最も堪能な大長官、大長官は一体何人置かれることになる

りますか。今までは二人だと思ひますが、大長官は置えるのでありまじやうか。その点はどうかでありますか。

○國務大臣(資本主義) 極めて部分的なことではあります。が、今までは十五名全部でございまして、ところがその十局を六局にいたしましたので、そのためにこの労働關係の局が減じたわけでありまして、そこで現在も官房に二人の大長官があるものであります。やはり今度もそういうことにいたしたい。そしてそこで取置めて行きたいといふふうに考へてゐる次第でございます。

○中野重治郎 議事進行に關して……

私の考へでは正確な意味での答弁といふものは余りなかつたと思ひます。それでどういふ調子でやつていたのでははつきりしない、こゝろ思ひますので、私は安本長官と労働大臣と大蔵大臣、こゝろ三方に關つて廣つて問題を討議したい。それでなるべく参議院の労働委員會を開くまでに、その三人の人間も、政府側としてゐる、相談し合つて、もう少し纏つた答弁ができるやうに、一つして来て欲しい。その方が両方の側に得じやないか、こゝろいふふうに考へるわけなんです。そういうふうにつするやうに運んで頂きたい。私の希望です。(賛成)と呼ぶ者あり

○田村文吉 今の間からいへば、緊急、緊要な御質問がありまして、それそれ御答弁もあつたやうですが、御答弁に満足が行かない点も多々あつたやうに思ひます。併しこの細い法案といふやうな何ですが、一々重要な法案であります。四つもありまじやうに、更にその逐條内容について検討するといふことが、ネグレクトされて置いてゐると

労働省試案の労働法規改正案中労働組合法については、会社側利益代表者の範圍と行政官廳の権限を拡大し、労働委員会の運営を非民主的にする等労働組合の保護法ではなく、かえつて実質的には取締法であり、又労働関係調整法については、公共事業の性格、範圍が不安定である等労働者の利害に反する点が多々あるから、以上の試案を撤回せられたいとの請願。

五月二日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、公共企業体労働関係法の施行に関する法律案

公共企業体労働関係法の施行に関する法律案

公共企業体労働関係法の施行に関する法律案

（職員団体の経過措置）

第一條 公共企業体労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）（以下「法」という。）施行の際法第二條第二項の職員（以下「職員」という。）となるべき者を主たる構成員とする団体であつて現に存し、且つ、労働組合法（昭和二十年法律第五十一号）第二條に規定する要件を備えるものは、法施行の際法の適用を受ける労働組合（以下「組合」という。）となり、引き続き存続するものとする。

2 前項の規定により法人として存続する団体及び同項の規定に該当しない団体であつて法人であつたものの登記その他必要な事項は、政令で定める。

3 第一項の団体の構成員であつて法施行の際職員とならない者は、法施行の際その団体を脱退したものとす

る。

4 第一項の規定によつて組合となつたものの代表者は、昭和二十四年六月三十日までには労働大臣に対しその規約並びに役員、住所及び氏名を届け出なければならぬ。

第二條 前條第一項の規定によつて組合となつたものについては、昭和二十四年六月三十日までは、その規約が法第六條に規定する要件を備えない場合であつても、法に定める権利を受け、手続に參與することができ

（単位及び交渉委員に関する経過措置）

第三條 法第十條第二項の適用については、「二月三十一日」とあるのを昭和二十四年においては「六月二十日」とする。

2 法第十一條第一項及び法第十三條の規定の適用については「二月二十五日」とあるのを昭和二十四年においては「七月十日」とする。

3 法施行後最初の交渉委員の任期は、法第十四條第二項の規定にかかわらず、法第十一條第一項の届出若しくは法第十三條の通知があつた日又は法第十一條第一項の規定に基いて労働大臣の行う措置により交渉委員が選出された日から昭和二十五年三月三十一日までとする。

（調停委員会に関する経過措置）

第四條 法第二十一條第二項第五号の規定の適用については「三月二十五日」とあるのを昭和二十四年においては、中央に置かれる國有鉄道調停委員会及び専賣公社調停委員会に關しては「七月三十日」とし、地方に置かれる國有鉄道調停委員会及び専賣

公社調停委員会に關しては「政令の定める日」とする。

2 法施行後最初に委嘱される國有鉄道調停委員会及び専賣公社調停委員会の委員の任期は、法第二十一條第三項の規定にかかわらず、委嘱の日から昭和二十五年三月三十一日までとする。

3 地方に置かれる調停委員会が設置されるまでは、法第二十條第四項の規定にかかわらず、日本國有鉄道とその職員との間の苦情及び紛争の調停は中央に置かれる専賣公社調停委員会がつかさどる。

（団体交渉の経過措置）

第五條 法施行最初の交渉委員が決定するまでは、公共企業体とその組合は、法第九條第一項の規定にかかわらず、交渉委員でない者により団体交渉を行うことができる。

（調停委員会の委員及び公共企業体仲裁委員会の委員会についての國家公務員法の適用）

第六條 國家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の規定は、第九十九條並びに第百條及び同條に係る罰則の規定を除く外、國有鉄道調停委員会の委員、専賣公社調停委員会の委員及び公共企業体仲裁委員会の委員には適用しない。

（労働大臣の権限の委任）

第七條 労働大臣は、法の規定によりその権限に屬する事務（調停及び仲裁に係るものを除く。）であつて一都道府縣に係るものの一部を当該都道府縣知事に行わせることができる。

（手当及び費用弁償）

第八條 公共企業体仲裁委員会の委員は、政令の定める手当を受けるものとする。

2 公共企業体仲裁委員会の委員及び公共企業体仲裁委員会の行う事務のため出頭を求められた当事者以外の者は、政令の定めるところにより費用の弁償を受ける。

附則

この法律は昭和二十四年六月一日から施行する。

昭和二十四年五月二十三日印刷

昭和二十四年五月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局